

適時調査において保険医療機関に 改善を求めた主な指摘事項

【令和6年度】

四 国 厚 生 支 局

令 和 7 年 8 月

目次

1 保険医療機関の一般事項

- (1) 届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 掲示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 保険外負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 入院基本料等の施設基準に関する事項

- (1) 平均入院患者数、平均在院日数・・・・・・・・ 1
- (2) 看護配置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 入院診療計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 院内感染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 医療安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (6) 褥瘡対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (7) 栄養管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (8) 看護の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 施設基準に関する事項

- (1) 診療録管理体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 看護補助加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 医療安全対策加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 感染対策向上加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 患者サポート体制充実加算・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 入退院支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (7) 認知症ケア加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (8) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制・・・・ 5
- (9) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制・・・・ 5
- (10) 外来・在宅ベースアップ評価料・・・・・・・・ 5
- (11) 入院ベースアップ評価料・・・・・・・・・・・・ 5
- (12) ニコチン依存症管理料・・・・・・・・・・・・・・ 6

4 入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項・・・・・・ 6

1 保険医療機関の一般事項

(1) 届出事項

- ① 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」により、四国厚生支局へ届け出ること。
 - ア 標榜科目
 - イ 保険医の異動
- ② 「入院期間が 180 日を超える入院」に係る特別の料金の変更が認められたので、速やかに四国厚生支局へ報告を行うこと。

(2) 掲示事項

- ① 入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）について、院内掲示がない、又は掲示内容が誤っているので適切に掲示すること。
- ② 届出された施設基準に係る院内掲示について、一部掲示漏れが認められ、又は一部掲示が誤っていたので適切に掲示すること。
- ③ 特別の療養環境の提供について、特別の療養環境室に係るベッド数、場所の掲示内容が誤っているので、適切に掲示すること。
- ④ 明細書の発行状況に関する事項について、掲示内容が誤っているので適切に掲示すること。
- ⑤ 明細書の発行状況に関する事項について、公費負担の患者に対する取り扱いに係る掲示がされていないので掲示すること。
- ⑥ 明細書の発行状況に関する事項について、患者の家族が代理で会計を行う場合の取り扱いに係る掲示がされていないので掲示すること。

(3) 保険外負担

- ① 保険外負担として患者から費用の支払いを受けている個々の「サービス」又は「物」に係る同意の確認を文書で行っていないので改めること。

2 入院基本料等の施設基準に関する事項

(1) 平均入院患者数、平均在院日数

- ① 平均入院患者数について、次の不適切な例が認められたので、適切に計算すること。
 - ア 看護配置の実績確認をした月を含む、直近 1 年間の数値を用いていない。
 - イ 小数点以下を切り上げていない。
- ② 平均在院日数について、次の不適切な例が認められたので適切に計算すること。
 - ア 看護配置の実績確認をした月を含む、直近 3 ヶ月の数値を用いていない。

(2) 看護配置等

- ① 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 入院基本料等に係る委員会以外の委員会に出席した時間を含めていた例が認められた。
 - イ 実際の勤務の実態とは異なる内容の記載が認められた。
 - ウ 勤務実績表からの転記誤りが認められた。
 - エ 日勤時間帯、夜勤時間帯の計上に誤りが認められた。
 - オ 病棟以外の勤務時間を含んでいた。

（3）入院診療計画

- ① 医師及び看護師のみで入院診療計画が作成されていたので、医師、看護師、その他必要に応じて関係職種が共同して総合的な診療計画を策定すること。
- ② 入院診療計画書の各項目について、以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 主治医以外の担当者名（多職種を含む）の記載がない。
 - イ 検査内容及び日程の記載がない。
 - ウ 看護計画の記載がない。
- ③ 入院診療計画書の看護計画の記載内容が画一的であるため、個々の患者の病状等に応じた具体的な記載内容とすること。

（4）院内感染防止対策

- ① 院内感染防止対策委員会について、恒常的に欠席している構成委員が認められたので改めること。
- ② 「感染情報レポート」が週1回程度作成されていなかったもので、週1回程度作成し、院内感染防止対策委員会で十分活用される体制を整えること。

（5）医療安全管理体制

- ① 院内で発生したインシデント等の報告件数が少ないことから、報告されやすい職場環境づくりに努めること。
- ② 院内で発生したインシデント等の報告件数について、職種間で偏りが認められたため、全部門から報告されやすい職場環境づくりに努めること。
- ③ 院内で発生したインシデント等の背景や要因を分析し、分析を通じた改善策が実施される体制を整備すること。
- ④ 安全管理のための委員会について、恒常的に欠席している構成委員が認められたので改めること。
- ⑤ 安全管理の体制確保のための職員研修について、年2回程度開催されていないの

で改めること。

- ⑥ 安全管理の体制確保のための職員研修について、参加率が低いため全職員が参加しやすい方式等を検討すること。
- ⑦ 安全管理の体制確保のための職員研修について、その内容は安全管理のための基本的な考え方及び具体的な方策について職員に周知徹底を図ることを目的としたものであること。

(6) 褥瘡対策

- ① 褥瘡対策に関する診療計画書は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」の別添6の別紙3を参考とした様式に改めること。
- ② 褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員以外の者が褥瘡対策の診療計画を作成及び評価を行った例が認められたので、当該医師及び当該看護職員が作成すること。
- ③ 褥瘡対策に関する診療計画について、以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 栄養管理に関する事項の記載がない。
 - イ 薬学的管理に関する事項の記載がない。
- ④ 褥瘡対策に関する診療計画は、患者の褥瘡の状態にあった実践できる計画を策定し、看護計画と連動させ、実施した看護が証明できるよう記録を行うこと。

(7) 栄養管理体制

- ① 栄養管理計画書の各項目について、以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 栄養状態の再評価の時期の記載がない。
 - イ 嚥下調整食の必要性の有無の記載がない。

(8) 看護の実施

- ① 看護補助者の業務範囲について、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発第1228001号）にある、「役割分担の具体例（1）医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担」に基づく院内規定が定められていないので改めること。
- ② 患者の個人記録である経過記録について、以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 観察した事項の記載が乏しい。
 - イ 実施した看護の内容の記載が乏しい。
 - ウ 看護計画等に基づく看護の実施に係る事実が証明できない。

- ③ 患者の個人記録である看護計画について、次のとおり改めること。
 - ア 看護計画の策定時に評価予定日の記載がないので、適切に記載すること。
 - イ 具体策が問題の解決を導く行為となっていないので、適切に作成すること。
 - ウ 個々の患者の病状に応じた看護問題は抽出されているものの、その評価の根拠となる記録がない。

3 施設基準に関する事項

(1) 診療録管理体制加算

- ① 中央病歴管理室における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」に準拠した体制について、次の対策が取られていなかったため、当該ガイドラインを再確認し、体制を整えること。
 - ア パスワードの要件として、英数字・記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。

(2) 看護補助加算

- ① 看護補助業務に従事する看護補助者が受講する基礎知識を習得できる内容を含む院内研修について、次の項目が含まれていないので改めること。
 - ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
 - イ 守秘義務、個人情報の保護

(3) 医療安全対策加算

- ① 医療安全管理部門の業務指針について、以下の不備があるため改めること。
 - ア 一部の部門において医療安全確保のための業務改善計画書が作成されておらず、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果も記録されていない。

(4) 感染対策向上加算

- ① 感染制御チームの具体的な業務内容に以下の不備があるため改めること。
 - ア カンファレンスへの参加（年4回程度）の項目が含まれていない。
 - イ 職員を対象とした院内感染対策に関する研修（年2回程度）の項目が含まれていない。
 - ウ 新興感染症の発生等を想定した訓練への参加（年1回以上参加）の項目が含まれていない。

(5) 患者サポート体制充実加算

- ① 患者等に対する以下の支援体制について、次の不適切な例が認められたため改めること。

ア 相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の患者支援に関する実績に係る記録について、記録の内容が不十分。

(6) 入退院支援加算

- ① 各病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師が配置されておらず、施設基準を満たしていないので、施設基準に係る辞退届を提出すること。
- ② 各病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の社会福祉士が専従業務以外の業務を行っており、施設基準を満たしていないので辞退届を提出すること。

(7) 認知症ケア加算

- ① せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していない。

(8) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、次の不適切な例が認められたので改めること。
ア 目標達成年度が含まれていない。
イ 定期的な評価、見直しが行われていない。

(9) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- ① 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議について、開催されていないので改めること。
- ② 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、以下の不適切な例が認められたので改めること。
ア 目標達成年度が含まれていない。
- ③ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取組事項を、当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開できていないので改めること。

(10) 外来・在宅ベースアップ評価料

- ① 対象職員に対して、賃金改善を実施する方法を周知するに当たって、「賃金改善計画書」を用いていないので改めること。

(11) 入院ベースアップ評価料

- ① 対象職員に対して、賃金改善を実施する方法を周知するに当たって、「賃金改善計

画書」を用いていないので改めること。

(12) ニコチン依存症管理料

- ① 禁煙治療を行っている旨の院内掲示がないので掲示すること。

4 入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項

- (1) 特別食を提供している患者の食事箋について、特別食を指示した根拠となる病名が記載されていないので改めること。